

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【公開番号】特開2004-150635(P2004-150635A)

【公開日】平成16年5月27日(2004.5.27)

【年通号数】公開・登録公報2004-020

【出願番号】特願2003-368207(P2003-368207)

【国際特許分類】

<i>F 1 6 J</i>	<i>15/12</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>F 0 1 D</i>	<i>5/20</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>F 0 1 D</i>	<i>11/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>F 0 1 D</i>	<i>25/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>F 0 1 D</i>	<i>25/24</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>F 1 6 J</i>	<i>15/10</i>	<i>(2006.01)</i>

【F I】

<i>F 1 6 J</i>	<i>15/12</i>	D
<i>F 0 1 D</i>	<i>5/20</i>	
<i>F 0 1 D</i>	<i>11/00</i>	
<i>F 0 1 D</i>	<i>25/00</i>	L
<i>F 0 1 D</i>	<i>25/24</i>	P
<i>F 1 6 J</i>	<i>15/10</i>	W

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月23日(2006.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

蒸気タービンは、一般的に水平中心線接合部においてフランジを有する上部及び下部ダイアフラムを有し、これらフランジは、水平中心線接合部位置においてダイアフラム間をシールするためのシールを備える。従来は、棒状のキーを水平中心線接合面において使用して、該接合面間のシールを行う。これらの形式の金属シールは、一般的に上部及び下部ダイアフラムの中心線フランジ内の整合したスロットと該スロット内で延びてダイアフラム間をシールする1つ又はそれ以上のキーとを含む。棒状のキーは、金属で形成された剛性のある細長い要素であり、この要素は、上部及び下部ダイアフラムのスロット内に締まり嵌めされることによってシーリング効果を生じる。これらの締まり嵌めにおいて、棒状のキーは、しばしばダイアフラムの組立ての間に互いに絡まって、ダイアフラム接合面における水平接合部を僅かに開いた状態にし、蒸気漏洩通路を生じる場合がある。ボルト止めされていない状態でのダイアフラム組立体において、これらの間隙を測定すると、5ミルから10ミルもの大きさであった。キーにおける締まり嵌めはまた、上部と下部との軸方向蒸気面の不整合を引き起こし、更にその蒸気接合面において円周方向の漏洩通路を形成する可能性もある。棒状のキーは直線状の要素であるために、非直線状の漏洩通路をシールするには、キー間に間隙を備えた一連の個別のキーを必要とし、付加的な漏洩通路を形成することになる。一般に、製造のばらつきを含む多数の異なる原因から生じるキーとスロットとの間の不整合は、ダイアフラム接合面において著しい蒸気漏洩を招き、機械性能を低下させていた。

【特許文献1】米国特許 3788767号明細書

【特許文献 2】米国特許 5 3 0 1 5 9 5 号明細書  
【特許文献 3】米国特許 5 6 5 7 9 9 8 号明細書  
【特許文献 4】米国特許 5 7 7 2 4 0 1 号明細書  
【特許文献 5】米国特許 6 0 3 9 3 2 5 号明細書  
【特許文献 6】米国特許 6 6 5 5 9 1 3 号明細書